

取次店制度の概要

■取次店の特徴

- (1)資格者不要
- (2)FAX 等で入居者を紹介(保険業務なし)
- (3)紹介料は、保険料の家財保険 35%・テナント保険 25%(税込)

■お申込みから取次店制度利用開始まで

- (1)裏面の FAX 用紙記入欄に必要事項をご記入の上、ハトネッツ少額短期保険(株)へ FAX にてお送りください。
- (2)ハトネッツ少額短期保険(株)より取次店用「覚書」をお送りしますので、記名押印のうえ、ご返送ください。
- (3)「覚書」がハトネッツ少額短期保険(株)に到着後、手続き完了です。

■取次店の業務

- (1)入居申込者にハトネッツの「家財保険」または「テナント保険」のパンフレットをお渡しください。
※取次店は保険に関する募集や契約行為は行えませんので、保険に関するご質問などは当社までお問合せください。
- (2)保険に係る意向把握のため「入居予定連絡票」に必要事項を記入し、ハトネッツ少額短期保険(株)へ FAX にてお送りください。
- (3)上記の意向に基づき、「保険契約申込書」「保険料払込票」(別便)を当社で作成し、「重要事項説明書」「返信用封筒」と合わせて取次店経由で入居申込書にご送付いたします。
- (4)入居者が「保険契約申込書」を返信用封筒で当社に返送し、「保険料払込票」で保険料を支払うようご案内ください。
- (5)保険料の領収が完了し、契約成立となった場合に取次店に紹介料をお支払いします。



千葉宅地建物取引業協会が 100%出資設立した

ハトネッツ少額短期保険株式会社

千葉市中央区中央港 1-17-3 千葉県宅建会館

TEL 043-243-5810 FAX 043-332-8735

